

6 文科教第 8 4 6 号
令和 6 年 8 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長
公立大学法人を設立する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

御中

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 毅

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

(公印省略)

文部科学省高等教育局長

伊 藤 学 司

(公印省略)

スポーツ庁次長

寺 門 成 真

(公印省略)

令和 6 年秋の全国交通安全運動の実施について（依頼）

この度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、別添のとおり「令和 6 年秋の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、これに基づき標記の運動が令和 6 年 9 月 21 日（土）から 9 月 30 日（月）までの 10 日間実施され、特に 9 月 30 日（月）を「交通事故死ゼロを目指す日」とすることとされました。

今回は全国重点として「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」が定められ、また、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、都道府県の交通対策協議会等が地域重点を定めることができることとされています。

貴職におかれては、本運動の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、交通事故防止の

徹底のため、警察等と連携し学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。また、警察や道路管理者等と連携を取って、道路交通安全環境の整備を図り、通学路の交通安全確保に努めていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会及び認定こども園主管部局、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校、幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

（1）交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、夕暮れ時や夜間における視認性の低下や交通量の増加などの危険性を踏まえ、明るい目立つ色の服装や反射材用品の視認性向上効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、基本的な交通ルールの周知に加え、歩行中における児童等の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）について理解させたり、児童生徒が高齢者などの世代が違う人々と共に交通安全教育を受ける場を設けたりするなど、世代間交流にも配慮することとし、歩行者の交通ルール遵守の徹底と地域の交通安全啓発活動への参加促進を図ること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」などを活用し、指導の充実を図ること。

（参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm）

特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際の注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険性などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後も学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。特に小学校新 1 年生に対しては、リーフレット「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」を活用し、登下校時の安全について保護者と児童が話し合う機会を継続的に設けられるよう努めること。

（参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1358581.htm）

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。また、保護者に対しては、運転者には歩行者保護の観点から横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることや運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性、飲酒運転、無免許運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として社会問題となっていること、電動キックボードによる交通事故が増加していること等を周知すること。

（２）安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラム等に基づく取組を引き続き推進し、地域において学校、警察、道路管理者等の関係機関が密接に連携するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、子供の視点に配慮するとともに、地域の実情を踏まえて実施し、把握した危険箇所については、警察や道路管理者等と連携して道路交通安全環境の整備を図り、交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ 学校の周囲における交通安全対策を推進するため、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においてはスクール・ゾーン等の設定を推進するとともに、地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大や自動車の交通規制の強化等を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、交通安全の観点のみならず、登下校時の児童生徒等の犯罪被害防止等にも配慮すること。

（３）自転車の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（令和４年１１月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を周知徹底すること。

特に、学校においては、道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第３２号）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされていること、また、道路交通法の一部を改正する法律（令和６年法律第３４号）の規

定（令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行）により、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則が創設されたことについて、児童生徒のみならず、自転車を利用する教職員や児童生徒の保護者に対しても、周知徹底すること。

イ 小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室等の開催を通じて、反射材用品等の取付け促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などを周知し、安全かつ正しい走行及び交通ルールへの遵守を促して、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認、車道の左側通行等自転車の通行方法、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し等の片手運転やスマートフォン及びイヤホンを使用しながらの運転、夜間の無灯火走行の危険性について周知徹底を図ること。

ウ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、児童生徒等やその保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

（4）原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及び特別活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。

イ 多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転、あおり運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

ウ 高等学校においては、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）利用時における交通ルールの遵守や被害軽減のためのヘルメット着用の重要性について、正しい知識を周知するなど、安全教育の充実に努めること。

（5）シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底等

ア 児童生徒・保護者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 保護者に対し、チャイルドシートの使用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童等の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。特に、自転車に幼児を同乗させる際には、抱っこして同乗させることはできないことを周知すること。

2 学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生等の自転車や二輪車・自動車の利用状況等の実態に応じ、警察等の関

係機関・団体等と連携し、交通安全指導の一層の充実を図ること。特に、二輪車運転者に対しては、二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関して周知すること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。その際、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転免許証の自主返納制度等の広報啓発にも努めること。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

TEL 03-5253-4111(内線 2695)

令和6年秋の全国交通安全運動推進要綱

令和6年7月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目 的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

- 1 運動期間 令和6年9月21日（土）から30日（月）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和6年9月30日（月）

第3 主 催

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、都道府県、市区町村、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、（一財）全日本交通安全協会、（公財）日本道路交通情報センター、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一社）日本自動車連盟、（公社）日本バス協会、（公社）全日本トラック協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

第4 協 賛

別紙のとおり

第5 運動重点

1 全国重点

- （1） 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- （2） 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- （3） 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【趣旨】 全国重点を上記3点とする趣旨は、以下のとおりである。

- （1） 交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高く、特に夜間における歩行中の交通事故による死者数が多くなっている。また、歩行者側にも走行車両の直

前・直後横断や横断歩道外横断等の法令違反が認められる。このため、歩行者に対し、反射材用品等の着用とともに、安全な横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

さらに、次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童（小学生）の死者・重傷者では歩行中の割合が高く、特に、歩行中児童（小学生）の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。また、歩行中の交通事故による死者数のうち65歳以上の高齢者の占める割合が高いことにも留意が必要である。

- (2) 例年、日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発しているほか、死亡事故の第1当事者の多くは自動車の運転者で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。また、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。このため、自動車等の運転者に対して、夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶を図る必要がある。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用者率やチャイルドシートの使用者率がいまだ低調であるほか、75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、免許保有人口当たりでみると、75歳未満の運転者と比較してより多く発生しており、その要因としてハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

- (3) 自転車関連事故に関し、全事故に占める割合は増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死傷者数は10歳以上25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が半数以上となっている。さらに、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行により、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用と交通ルール遵守の徹底を促していくことが必要である。

2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
(1) 歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- イ 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童（小学生）への教育を促す取組の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

(1) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後 1 時間における横断中の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- イ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

- ア 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- イ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組の推進
- ウ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発の推進

(3) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」

を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(4) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(7) 二輪車の交通事故防止対策

ア 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベ

ルト着用の徹底を促す取組の推進

エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化)の周知

ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

オ 道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)の規定(令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行される、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)についての周知

(3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

イ 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発の推進

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨(以下「本運動の趣旨」という。)が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 主催機関・団体における実施要領

(1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する

ものとする。

- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する訪日外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消

ウ 中学校、高等学校、大学等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車等乗用中の安全な交通行動等の指導

- (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進
- エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車等乗用中の安全な交通行動等の指導
 - (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検，ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消
- オ 職域における活動
 - (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
 - (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
 - (エ) 交通法令を遵守し，体調面も考慮した安全運転の励行
 - (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (カ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - (キ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
 - (ク) 安全運転管理者，運行管理者等による交通安全指導の徹底

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は，主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして，地域と一体となった運動が展開されるよう上記 1 に準じ，組織の特性に応じた取組を推進するとともに，職員に対して本運動の趣旨等を周知し，職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第 8 効果評価の実施

主催機関・団体は，運動終了後にその効果の評価を行い，実施結果を的確に把握することにより，次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

別紙

協 賛 団 体

(順不同)

(一社) 日本民営鉄道協会	中央労働災害防止協会
(一社) 全国自家用自動車協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(公社) 全国通運連盟	建設業労働災害防止協会
(一社) 日本陸送協会	(一社) 日本交通科学学会
全国農業協同組合連合会	独立行政法人日本スポーツ振興センター
日本貨物運送協同組合連合会	全国都道府県教育長協議会
(一社) 全国個人タクシー協会	(公社) 日本PTA全国協議会
(一社) 日本自動車工業会	(一社) 全国高等学校PTA連合会
(一社) 全国軽自動車協会連合会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本自動車整備振興会連合会	全国連合小学校長会
(一社) 日本自動車販売協会連合会	全日本中学校長会
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	全国高等学校長協会
(一社) 日本自動車タイヤ協会	全日本私立幼稚園連合会
(一財) 自転車産業振興協会	日本私立中学高等学校連合会
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(公社) 全国子ども会連合会
(一社) 全国建設業協会	(一財) 日本交通安全教育普及協会
(一社) 日本道路建設業協会	(公社) 全国公民館連合会
(公社) 日本道路協会	(公財) あしたの日本を創る協会
全国道路利用者会議	(公社) 日本青年会議所
(一社) 全日本駐車協会	日本青年団協議会
全日本交通運輸産業労働組合協議会	(公財) ボーイスカウト日本連盟
全国交通運輸労働組合総連合	(公社) ガールスカウト日本連盟
全日本運輸産業労働組合連合会	全国女性団体連絡協議会
全日本自動車産業労働組合総連合会	主婦連合会

(公財)全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福)日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福)日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財)全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福)全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社)全国銀行協会	TBSラジオ
(一社)生命保険協会	(株)日経ラジオ社
(一社)日本損害保険協会	(一社)公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社)全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社)日本自動車会議所
(公財)日本消防協会	石油連盟
NHK	全国石油商業組合連合会
(一社)日本新聞協会	(公財)国際交通安全学会
(一社)日本雑誌協会	(公財)日本交通管理技術協会
(公社)日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財)児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社)全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福)日本保育協会
産業経済新聞社	(公社)全国私立保育連盟
北海道新聞社	(一社)自転車協会
中日新聞社	(一社)全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントाइムズ社	全国特別支援学校長会
(一社)共同通信社	(一社)日本音楽事業者協会

(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 交通安全振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS 協会	特定非営利活動法人全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
(公財) 三井住友海上福祉財団	(一社) 交通事故医療情報協会
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	(一社) 日本フードデリバリーサービス協会
(一社) 公立大学協会	(一社) 日本電動モビリティ推進協会
全国公立短期大学協会	マイクロモビリティ推進協議会
独立行政法人国立高等専門学校機構	以上 156 団体
日本私立高等専門学校協会	
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	